

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 1日現在

機関番号：10104

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2011

課題番号：21730038

研究課題名（和文） 地域貿易協定の重複・並列がもたらす制度的諸問題への対応策の研究

研究課題名（英文） A legal survey on systemic issues arising from the duplication of regional trade agreements (RTAs)

研究代表者

小林 友彦 (KOBAYASHI TOMOHIKO)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：20378508

研究成果の概要（和文）：

世界貿易機関(WTO)の枠内で多角的改正交渉が進行する中で、地域貿易協定が複数へ依存することが提起する現代的課題を検討した。日本の経済連携協定については、2007年から続く比較検討を進めた。紛争処理手続については、制度上の連関がなくともWTO協定と地域貿易協定間の調整が図られていることを明らかにした。アンチダンピングについては、地域貿易協定に加入する前と後で生じる法的問題を比較し、一定の対応策を示した。

研究成果の概要（英文）：

This project focused on systemic issues generating from the duplication of regional trade agreements (RTAs). Those systemic issues affect the effectiveness of each RTA, which include accession (e.g., whether or not the treaty allows new entrants), modification (e.g., amendment to the treaty text) and termination (e.g., conditions for the denunciation of a treaty). We found a number of insights in the areas of dispute settlement and anti-dumping, which is already published in part.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	840,000	3,640,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：国際経済法

1. 研究開始当初の背景

日本も 2000 年代以降積極的に締結している地域貿易協定 (regional trade agreements: RTA) は、WTO 加盟国の一部の間における個別の合意であるからこそ、機動的・柔軟な取り組みが可能となる。また、日本の経済連携協定 (EPA) をはじめとする多くの地域貿易協定は、締結相手国との間の貿易を自由化するとどまらず、締約国間の多様な経済的連携を持続的に推進することを目的とする。

そのため、締結すれば完成するわけではなく、発効後に継続的かつ効果的な運営及び監督を行うことが必要となる。また、外的要因として WTO の多角的交渉の進展に合わせてその機能や形態を変えていくことも求められる。しかしながら、こうした RTA の「個別性」と「動態性」を捉えるための理論的基盤は十分に形成されていない。そのことが、とりわけ条約関係及び条約上の義務の国内実施に困難をもたらす可能性がある。本研究の問題意識は、このような状況に対応することであった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定の形をとる地域貿易協定が重層的に締結されることに伴って生じる内在的問題について実証的に分析し、WTO ドーハ・ラウンド交渉との関係を含め理論的に検討することにあった。

3. 研究の方法

日本の締結したまたは締結交渉過程にある RTA について、その相互間の比較検討、他の国・地域の締結した RTA との比較検討、関連する WTO ルールとの関係の検討等を複

合的に組み合わせることでもって、地域貿易協定の直面する制度的問題に光を当てようとした。

研究期間中の日本の EPA 締結・適用実行がそれほど活発でなかったため、先行する NAFTA および EU に注目して検討を加えた。

4. 研究成果

本研究の前提状況として、WTO 加盟国の一部において自由化を先行させるために締結される地域貿易協定が 1990 年代後半から急速に普及しつつあることがある。

日本も、伝統的には GATT/WTO 協定に基づく多角的な自由貿易体制を重視してきたものの、2000 年代以降は、積極的に RTA の締結を進める方針を取ってきた。

これを前提とした上で、本研究では、一国が多段階的な RTA を複数締結することから生じる制度的問題に焦点を当てた。なぜなら、RTA は、いったん締結すればそれだけでその機能が完成するわけではないからである。

むろん、従来から、RTA と WTO 協定との関係については様々な研究がなされてきた。とりわけ、GATT 24 条に照らして、ある RTA が WTO 協定と整合的であるか否かについては、相当の研究の蓄積がある。しかしながら、本研究が注目するのはそのような論点ではない。

複数の RTA を締結することによって生じる「制度的」な問題に予め備えておくことが必要だというのが、本研究の基本的な問題意識である。

その理由は、以下の 2 つがまず挙げられる。

(1) そもそも、RTA は、永続的なものではない。より広い範囲の国・地域が加盟す

る RTA が新たに締結されたり、多角的ラウンド交渉を通じて WTO 協定全体における自由化が進展したりすることによって、その機能や存在意義に変更を迫られる。

この意味で、全ての RTA は本質的に、一時的・暫定的な性質を有するのであって、中長期的にはその変更および消滅のあり方をめぐって問題が生じることが予期されるのである。

(2) また、RTA が複数併存することは、短期的にも制度的な問題を生じる。まず、ますでに指摘されているように、原産地規則が区々となることが考えられる。このような問題については、いわゆる「スパゲティ・ボウル」問題として、つとに指摘されてきた所である。

また、紛争処理手続についても、RTA ごとに異なる制度が設けられることによって、同一国の取った措置であってもどの RTA 上の権利を援用するかによって処理の経路と結果が異なることも容易に想起されうる。

それゆえ、RTA が複数へ依存する状況は、短期的な問題のみならず、中長期的影響をももたらさうる。それゆえ、総合的な分析を加えることが必要である。

具体的には、今日 WTO 協定に残された様々な課題に対して条約改正の形で手当てしようとするドーハ開発アジェンダ（いわゆるドーハ・ラウンド）交渉が進行する中で、とりわけ日本にとって RTA が併存することから生じる現代的課題に焦点を当てて、検討しようとした。

他方で、WTO ドーハ・ラウンド交渉は近年、膠着状態が続いており、実質的な進展が見られた分野は多くない。また、日本をとりまく RTA についても、本研究が 2009 年に開始された後にスイス・インド・ペルー等との間であらたな RTA が締結された

ものの、それまでと比べて大きな展開があったとはいえなかった。

それゆえ、本研究の計画時点で予定していた代替的な研究として、以下のような 2 つの論点に注目した。

(1) まず、先行する RTA である NAFTA や EU における近年の運用実行を追跡し、分析を加えた。

(2) 次に、日本戸の関係で近年世間の注目を集めている TPP 交渉や日中韓 FTA 交渉について、予備的な分析を進めた。

とりわけ、NAFTA に関しては、紛争処理手続について、制度上の連関がなくとも WTO 協定と地域貿易協定の間での調整が図られていることを明らかにした。

また、EU に関しては、アンチダンピング分野では、地域貿易協定に加入する前と後で生じる法的問題を比較し、一定の対応策を示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 5 件)

- ① Kobayashi, Tomohiko (2011) Dynamic Process of Transnational Dispute Settlement as Autopoietic System? in J. Nakagawa ed. Multilateralism and Regionalism in Global Economic Governance : Trade, Investment and Finance, Routledge: 91-107
- ② 柴山, 千里 and 小林, 友彦 (2011) EU によるアンチダンピング措置の最新動向の分析. 日本 EU 学会年報, 31: 204-222

- ③ 小林, 友彦 (2011) 「EUによるアザラシ製品の輸入禁止」事件(カナダ対EU)に係る WTO 紛争処理手続の動向：動物福祉と先住民の権利との相克？. 商学討究, 62(1): 145-164
- ④ 小林, 友彦 (2010) 農業のグローバル化に対応する JA の役割の研究：農産品へのアンチダンピング措置に注目して. 協同組合奨励研究報告第三十六輯, 36: 95-108
- ⑤ 小林, 友彦 (2009) WTO アンチダンピング協定における迂回防止措置の位置づけ：近年の国家実行及び紛争処理事例をふまえた予備的考察. 商学討究, 59(4): 199-269

[学会発表] (計 2 件)

- ① Kobayashi, Tomohiko (2012) "How Will This Huge EPA Fit into the WTO Regime (or Not)?", the EUIJ-Kansai Workshop "Toward a Japan-EU EPA", 10 March 2012, Kobe University, Japan
- ② Kobayashi, Tomohiko (2009) "Dynamic Process of Transnational Dispute Settlement as an Autopoietic System? Implications of North American Experiences to East Asia", the Asian International Economic Law Network (AIELN/SIEL) Inaugural Conference, University of Tokyo, Tokyo, Japan

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小林 友彦 (KOBAYASHI TOMOHIKO)

小樽商科大学・商学部・准教授

研究者番号：20378508